

1 令和元年台風第 15 号、第 19 号及び 10 月 25 日の大雨による災害を踏まえた緊急要望

台風第 15 号では、これまでにない暴風により、広範囲で長期にわたる停電や断水、全壊、半壊、一部損壊などの住家被害のほか、農林水産業や中小企業などに、甚大な被害が発生した。

また、台風第 19 号では、記録的な豪雨により、河川の氾濫や土砂崩れなど、東日本各地の広範囲にわたり、被害が発生したところである。

さらに、10 月 25 日には、わずか半日で 1 か月分の猛烈な雨が降り、関東から東北にかけて、土砂崩れや河川の氾濫による浸水が発生するなど、再び、大きな被害が生じた。

ここまですさまじい異常気象による風害、水害が多発してくると、都県や市区町村レベルで対応できる限度を超てしまう。

いつ発生するかわからない災害への備えは喫緊の課題であることから、全国知事会が要望した別添『令和元年台風第 15 号及び第 19 号等により甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するための緊急要望』のうち、既に措置された事項については地方自治体や被災者等が利用しやすいものとなるよう要望趣旨に沿った制度設計や運用を行い、いまだ措置されていない事項については引き続き実現に向けて取り組むとともに、多発している風水害への対策の充実強化を図るよう、次の事項を追加して要望する。

1 風害対策について

地球温暖化により、増加が懸念される猛烈な台風に対する調査研究を充実・強化し、科学的知見を踏まえた対策を、国の主導により講じるとともに、技術的、財政的支援を検討するなど、風害対策の充実を図ること。

2 水害対策について

頻発する記録的な豪雨や大型化する台風による大規模な水害及び土砂災害に対し、科学的知見を踏まえた対策を講じるとともに、都県が行う河川・下水道・急傾斜地整備などのハード対策や浸水想定区域図の作成等のソフト対策を総合的に進められるよう、技術的、財政的支援の充実を図ること。

令和元年台風第 15 号及び第 19 号等により甚大な被害を受けた 被災地の復旧を促進するための緊急要望

本年 9 月に関東地方を直撃した台風第 15 号では、暴風による住宅の損壊や大規模停電などが住民生活に大きな支障をもたらし、復旧は未だ半ばの状況にある。

また、10 月 12 日から 13 日にかけて、強い勢力を維持して上陸した台風第 19 号は、各地で観測史上最多の降雨となるなど、東日本全体に記録的な豪雨をもたらし、全国で 71 の河川で堤防が決壊するなど（10 月 30 日時点）、各地で河川の氾濫、がけ崩れや土砂の流出が発生し、床上または床下浸水した家屋は 6 万 8 千棟を超え（10 月 31 日時点）、被害は甚大なものとなっており、さらに、10 月 25 日からの大雨も加わり、被害はさらに拡大してきている。

また、停電や断水といったライフライン被害をはじめ、幹線道路や鉄道網の寸断は復旧に時間を要し、長期にわたり住民生活に影響を及ぼすことが懸念される。

こうした一連の災害で、現在なお行方不明となっている方の捜索・救助とともに、未だ復旧途上にある台風第 15 号、懸命な復旧活動が続く第 19 号、さらに 10 月 25 日からの大雨による被災地の本格的な復旧・復興を促進するため、さらには、こうした未曾有の被害を繰り返さないために、国において、対策の充実強化を一層、加速するよう、下記事項について要望する。

1 被災者の生活支援

（1）被災者の生活再建支援の充実について

- ア 災害救助法や被災者生活再建支援法など、被災者支援に関する施策について、台風第 15 号及び第 19 号、さらには 10 月 25 日からの大雨による被害を 1 つの災害とみなし、被害を通算して法適用等を行うこと。
- イ 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の交付金の活用など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとってわかりやすく、不公平感を招かない制度運用を行うこと。
- ウ 被災者支援に関する各種制度について、県及び市町村の労務を軽減するための事務の共通化や簡素化を図るとともに、財政負担が過重にならないよう地方財政措置を強化すること。
- エ 応急仮設住宅の建設など災害救助法の支援メニューごとに定められている費用の限度額について、被災地の実情に応じ弾力的な運用を図ること。

また、応急仮設住宅について、全壊等とされている入居対象者の適用範囲を緩和するとともに、その供給について、必要な支援を行うこと。

- オ 被災者生活再建支援法による支援金の支給にあたっては、対象となる被災世帯を「全壊」、「大規模半壊」に限定せず、「半壊」世帯にも拡大すること。
また、床上浸水被災者を幅広く救済できるよう、半壊に係る査定要件を緩和

すること。

カ 被災者の今後の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医等の専門家によるワンストップ相談等の実施に必要な支援を行うこと。

また、被災児童生徒の心のケア等に対応するため、災害救助法が適用された地域について、緊急スクールカウンセラー等活用事業交付金の適用地域とすること。

キ 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資制度について、住宅再建に係る被災者の負担軽減を図るため、現行制度よりも融資利率を引き下げるなど、特段の配慮を行うこと。

ク 被災者が医療福祉サービス等を安心して受けることができるよう、保険料、利用者負担額の減免に要する費用を全額補填すること。

(2) 災害救助法の適用区域の拡大について

台風第19号等による被害が広範囲なものであることから、災害救助法の適用に当たっては、被害状況を広域的な視点で判断し被災した全ての市町村が適用されるよう、適用対象となる被害の程度及び世帯数を緩和するなど、適用区域の拡大を図ること。

2 商工業、農林水産業など産業の再建・復旧への支援

(1) 商工業や農林水産業等に対する支援について

ア 商業施設や工場等の事業所が冠水するなど、事業者に甚大な被害が生じているため、本災害により影響を受けた事業者の迅速な事業再開や事業継続に繋がるよう、被災した事業用建物や設備等の復旧を支援する補助制度を創設するなど、必要な支援を行い、併せて各種制度について、財政負担が過重にならないよう地方財政措置を強化すること。

また、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置については、「中小企業所得推定額」の割合を引き下げるなど、指定要件を緩和するほか、この対象に災害救助法施行令第1条第1項第4号の適用があった市町村も加えるなど、制度の拡充を図ること。

イ 農林水産業の生産活動の早期再開のため、生産基盤や生産施設・機械の復旧等に係る補助制度の支援拡大や創設、災害関連資金の無利子化など生産活動の再開に必要な経費の負担軽減、共済金の早期支払いなど、必要な支援を行うこと。

ウ 被災事業者の雇用の維持・確保を図るため、雇用調整助成金の助成率の引上げ等、特例措置を実施すること。

エ 養豚農家において豚コレラの感染拡大の不安が高まっている中、河川の氾濫等に伴って野生イノシシの生息域が移動した可能性があることから、経口ワクチン散布やワクチン接種推奨地域の拡大等、豚コレラの感染拡大防止に向けた

対策を、国において早急に検討すること。

(2) 観光産業に対する支援について

被害を受けた観光事業者に対して、事業再開に必要な支援を行うこと。

また、旅行需要を一日も早く回復させるため、風評被害を防止するための地域の現状に関する正確な情報発信を国内はもとより海外に対しても行うとともに、誘客のため、過去の災害復興と同様に、情報発信や旅行商品・宿泊料金の割引・販売及びプロモーション費用に対して、必要な支援を行うこと。

3 河川、道路、電気等インフラの復旧支援

(1) 激甚災害の指定等の財政支援の充実について

ア 公共土木施設、上下水道施設、農地・農業用施設、林地・林業用施設、漁港・漁業用施設、学校施設、文化財等の災害復旧等及び災害で被害を受けた中小企業への支援を円滑かつ早急に行うため、本災害について「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用を進めること。

併せて、激甚災害の適用措置における災害復旧事業等の嵩上げ措置について、地域の実情に合わせて対象要件を緩和すること。

イ 被災地方公共団体が行う応急対策や被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要するため、特別交付税の配分、災害復旧事業及び災害関連事業に係る予算の確保に特段の配慮を行うこと。

また、普通交付税不交付団体にも甚大な被害が発生していることから、不交付団体の予算確保にも特段の配慮を行うこと。

(2) 公共土木施設等の災害復旧事業の早期実施について

ア 被災施設等の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

さらに、被災地域が広範囲に及び、被災施設も多数に上ることから、東日本大震災と同様に机上査定で行う要件を緩和するなど、柔軟な運用や手続きの簡素化を図るとともに、災害査定に要する測量や調査、設計等の費用について、地方負担の軽減を図ること。

イ 災害復旧事業の実施にあたっては、再度の災害発生を防ぐため、原形復旧だけでなく、堤防の改良や護岸強化等の改良復旧を積極的に推進すること。

ウ 県が管理する河川における大規模な被災箇所については、国の施行により早期復旧を図ること。

特に、堤防の決壊や越水が発生した阿武隈川、吉田川、越辺川、久慈川、千曲川等の国管理河川については、迅速な復旧を図るとともに、抜本的な再発防止策を講じること。また、県管理区間の大規模被災箇所についても国が一体的に施行することで、迅速な復旧を図ること。

また、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大

河川のいわゆる「中抜け区間」等について国による一元管理を行うなど、抜本的な再発防止策を講じること。

エ 浸水等により、流域・公共下水道処理場のポンプ施設等に甚大な被害が生じているため、当該施設の復旧、再開に向け、応急対応を含め、必要な支援を行うこと。

(3) 道路、鉄道など交通網の早期復旧について

ア 土砂崩落等により住民の生活道路に甚大な被害が発生しているため、早期復旧に向けて必要な支援を行うとともに、発災時の緊急輸送に不可欠な高速道路や国直轄道路等については地域の基幹となる道路であることから、迅速な復旧や支援を図ること。

イ 土砂災害などによる孤立の解消に向け、県道・市町村道など住民の生活道路の早期復旧を図るため、必要な人材や技術、財政支援を行うこと。

また、復旧が技術的に困難な箇所は、国の権限代行により復旧すること。

ウ 社会経済活動に与える影響が大きい北陸新幹線などの幹線鉄道について、一日も早い本格運行の再開に向け、JR東日本と連携し取り組むこと。

エ 地域住民の足となる鉄道については、特に交通弱者にとって欠かせない交通インフラであることから、早期に復旧できるよう必要な支援を行うこと。

また、復旧費用に対する財政支援の大幅な拡充を行うこと。

さらに、台風被害により運行不能となつた鉄道区間について、沿線地域の住民の通勤・通学等に深刻な影響が及んでいるため、交通事業者又は地方自治体が実施する代替交通の確保について、制度面及び財政面での必要な支援を行うこと。

なお、東日本大震災の津波により壊滅的な被害を受けた三陸鉄道については、本年3月に三陸鉄道リアス線として開業して間もない中で、台風第19号により甚大な被害を受けた。被災地域の復興を牽引する役割を担っている三陸鉄道に対して、早期の運行再開に向けた支援を行うこと。

(4) 医療施設、社会福祉施設、学校施設、警察署等の早期復旧に向けた支援について

ア 浸水等の被害を受けた病院、社会福祉施設、学校施設、警察署等に甚大な被害が生じているため、早期に復旧、再開ができるよう、必要な支援を行うこと。

イ また、浸水被害の大きな社会福祉施設等の災害復旧に係る補助対象選定にあたっては、移設・建て替え等の柔軟な対応を認めること。

併せて、施設復旧までの間、リースにより応急仮設施設を活用する場合の経費などについても支援対象とすること。

ウ さらに、警察署等の災害拠点施設や交通信号機等の交通安全施設については、住民の安全確保のためにも早急に復旧する必要があることから、国庫補助要件の緩和や補助率の嵩上げなど、必要な支援を行うこと。

エ 災害対応拠点となる自治体庁舎をはじめ避難所や医療施設、社会福祉施設等が自家用発電機の導入等停電対策を早期かつ計画的に取組めるよう、緊急防災・減災事業債等の国の財政的支援について、より一層の充実・強化を図ること。

(5) ライフラインの早期復旧及び対策強化について

重要なライフラインである水道施設の早期復旧を図るため、災害査定や災害復旧事業の早期着手に向けた特段の配慮を行うこと。

また、大型で強い台風による暴風に備え、送電・配電施設の強靭化、非常用電源対策の強化に事業者とともに取り組むこと。

さらに、ライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込み等の情報について、国、ライフライン事業者（水道・電力等）、自治体が共有し、連携して対策が講じられるよう、対応策を検討するとともに、指定公共機関である事業者への指導に努めること。

(6) 復旧・復興に必要な人材の確保について

ア 迅速な復旧や被災者への生活再建支援など、さらに多くの職種の人材が必要となることから、その派遣については引き続き必要な支援を行うこと。

なお、地方自治体職員の全国的な派遣調整については、被災地における多職種間での緊密な連携が図れるよう、省庁間で十分な調整を行うこと。

イ 地方自治体が職員派遣や受入れなどに要した経費について、応援団体・受援団体双方に負担が生じないよう、支援措置を充実すること。

4 災害廃棄物対策

(1) 災害廃棄物処理の推進について

ア 膨大な災害廃棄物が発生しており、被災市町村の財政負担の軽減を図る必要があるため、被災市町村等が実施する災害等廃棄物処理事業等について、補助率の嵩上げ等を行うこと。

また、半壊以下の家屋についても事業の対象とするなど、予算の確保及び早期の採択を行うとともに、事業実施に当たって適切な助言や広域的な連携支援に関する調整を行うこと。

また、道路に大量の災害廃棄物が集積・放置され、通行に支障が生じ、早期の復旧・復興の大きな妨げになっていることから、都道府県が道路管理者として緊急的に災害廃棄物を撤去・運搬する場合についても、災害等廃棄物処理事業の対象とすること。

イ 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、国の費用負担により、緊急に実施すること。

5 感染症対策

河川の氾濫などにより大規模な浸水被害が発生していることから、浸水した家屋や避難所等における感染症の発生・まん延を防止するための感染症予防事業を支援するとともに、消毒作業や害虫駆除等に必要な薬品やマスク等、被災地域において必要な物品を確実に確保できるよう、必要な支援を行うこと。

6 復旧・復興に向けた財政措置

(1) 国の補正予算の編成について

被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要することから、これらに全力で確實に取り組めるよう、国において必要な補正予算を編成すること。

(2) 特別交付税総額の増額確保について

様々な財政需要や既に発生した災害への対応に加え、今般の甚大な台風被害への対応経費は過大になることが想定され、厳しい財政状況に置かれている自治体にとって、現状の特別交付税の総額（約9,700億円）では対応できないことから、今回の災害についても国の補正による加算を行うこと。

また、加算にあたっては、災害対応に要する経費を幅広く捕捉し、その経費を確実に増額確保すること。

7 総合的な防災・減災対策、国土強靭化に向けた取組

(1) 継続的な防災・減災対策の強化について

平成30年7月豪雨等を踏まえて「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」による取組が実施されているが、東日本大震災の被災地や、関東・中部地方など広範な地域で災害が発生していることから、緊急対策以降も継続して防災・減災、国土強靭化に取り組めるよう検討し、対策を強化すること。

なお、市町村における国土強靭化地域計画の策定について、策定期間の一定の配慮を含めた策定支援を検討すること。

(2) 東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興事業等への対応について

東日本大震災及び原子力災害からの復旧・復興はまさに途上であり、被災県においては、鋭意、事業を進めているところである。これらの進捗に影響が出ることが懸念されることから、事業完了に向け、実情を踏まえた特段の措置を行うなど、国が最後まで責任を持って対応すること。

(3) 総合的な治水・治山・土砂災害対策の推進について

堤防の越水や決壊が発生した箇所については、堤防のかさ上げや浸透対策など、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施するとともに、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を推進すること。

また、森林の荒廃や風倒木、土砂・流木の流出による被害が発生している箇所については、二次災害防止対策や応急対策の実施において、補助事業における採

押要件の緩和など、あらゆる支援を実施すること。

さらに、洪水や土砂災害の危険度や避難場所、避難経路などを事前に正しく理解し、災害発生時に適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用を含めた、防災知識の普及と啓発の一層の強化を図り、今後の大規模災害に備え、ハンド・ソフト対策を総合的に推進すること。

(4) 地域防災力の強化について

- ア 河川監視カメラの増設や適時的確な避難勧告等の発令に資する災害予防システムの構築等、防災情報の提供体制の強化を図ること。
- イ 共助の最前線で人命救助にあたる消防団員の安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、消防車両を始めとする装備品の充実を支援すること。

令和元年 11 月 1 日

全国知事会緊急広域災害対策本部 本部長
(全国知事会会長)
飯泉 嘉門

全国知事会緊急広域災害対策本部 副本部長
(全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長)
黒岩 祐治